令和　８年（ケ）第　　５２号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月１２日
松山地方裁判所民事部
裁判所書記官　今　村　正　詞

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１２月　３日　午前　８時３０分から 令和　８年１２月１０日　午後　５時００分まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月１７日　午前１０時００分 松山地方裁判所売却場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　９年　１月　７日　午前１０時００分 松山地方裁判所民事部
特別売却実施期間	令和　８年１２月１８日　午前１０時００分から 令和　８年１２月２１日　午後　５時００分まで	
買受申出の保証の提供方法	下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行，損害保険会社，農林中央金庫，商工組合中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）	☆印を付した物件は農地であるので，権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り，買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため，物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年１１月１２日から当庁民事書記官室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括売却	買受申出保証額（円）	令和８年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	2, 200, 000 1, 760, 000	一括	440, 000	27, 524	0
1	900, 000				
2	1, 300, 000				
備考					

令和　８年（ケ）第　　５２号

物　件　目　録

１　所　　在　　今治市朝倉北

　　地　　番　　甲６３３番２６

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　３３３．６４平方メートル

２　所　　在　　今治市朝倉北　甲６３３番地２６

　　家屋　番号　　甲６３３番２６

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造かわらぶき平家建

　　床　面　積　　７２．９６平方メートル

令和　8年（ケ）第　　52号

物　件　明　細　書

令和　8年10月20日
松山地方裁判所民事部
裁判所書記官　今　村　正　詞

1　不動産の表示
【物件番号1，2】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号1，2】
本件所有者が占有している。

5　その他買受けの参考となる事項
なし

《注　　意　　書》

1　本書面は，現況調査報告書，評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり，関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし，記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので，必ず，現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が，占有者から不動産の引渡しを受ける方法として，引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は，「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5　各種「詳細説明」は，閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

令和　８年（ケ）第　　５２号

物　件　目　録

１　所　　在　　今治市朝倉北

　　地　　番　　甲６３３番２６

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　３３３．６４平方メートル

２　所　　在　　今治市朝倉北　甲６３３番地２６

　　家屋　番号　　甲６３３番２６

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造かわらぶき平家建

　　床　面　積　　７２．９６平方メートル

令和　８年（ケ）第　５２号
令和　８年　７月２２日受理
令和　８年　８月　７日提出

現 況 調 査 報 告 書

松山地方裁判所
執行官　井　口　真　一

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

令和　８年（ケ）第　　５２号

物　件　目　録

１　所　　在　　今治市朝倉北

　　地　　番　　甲６３３番２６

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　３３３．６４平方メートル

２　所　　在　　今治市朝倉北　甲６３３番地２６

　　家屋　番号　　甲６３３番２６

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造かわらぶき平家建

　　床　面　積　　７２．９６平方メートル

（１　枚目）

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	（住居表示未実施）
土地	物件１
現況地目	■宅地（物件１）□公衆用道路（物件　　）□　　（物件　　）
形状	■公図のとおり　■地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　□土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者　□その他の者 上記の者が、本土地上に下記建物を所有し、占有している。 □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	
建物	物件２
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である。 □公簿上の記載と次の点が異なる（□主たる建物　□附属建物） □種　類： □構　造： □床面積：
物件目録にない附属建物	■ない □ある ┬ 種　類： 　　構　造： 　　└ 床面積：
占有者及び占有状況	■建物所有者　□その他の者（　　） 上記の者が、本建物を居宅（空き家）として占有している。 □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	
執行官保管の仮処分	■ない □ある ┬ 地方裁判所　支部　令和　年（　）第　号 　　└ 保管開始日　令和　年　月　日
土地建物の位置関係	■建物図面（各階平面図）のとおり　□土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 （当事者等との関係）	陳述内容等
■ 申立債権者 担当者	1　本件申立債権者の担当者です。 2　本件物件は、空き家の模様です。 令和８年５月１４日、[A]から弊社に電話があり、本件物件を出て、野宿している旨述べていました。
■ 近隣者	1　本件物件は、約２年前から空き家です。 それ以降、同物件に出入りするのを見たことがありません。 干してある洗濯物は、当時のままです。 2　令和７年３月頃に発生した今治市林野火災では、近くまで延焼しましたが、[A]は、その当時も帰宅した様子はありませんでした。 3　物件１土地の南東隅に郵便受けが直置きされていますが、郵便物が溜まっているのか、時々、中の郵便物が風に吹かれて、前面道路上に飛んできたりしています。 4　上下水道に関しては、公共の上水道を引き込み、下水道に接続して排水し、それら使用料金を各自が支払っています。 団地の自治会は、それら使用料金を徴収していません。 5　本件物件に関し、事件や事故が発生した旨の話は聞いたことがありません。 また、自然災害なども特に発生していません。
■今治市役所上下水道部 水道お客さまセンター 等担当者	1　本件物件については、公共上水道の引込みがあります。 しかし、令和７年２月１０日から、止水措置をとっています。 また、地下水の使用登録等はありません。 2　昔、団地内の簡易水道及び下水道処理施設が存在したようですが、現在、それらは使用されていません。 3　上下水道は、前面道路の地中に本管が設置されており、そこから各戸に引き込まれています。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執　行　官　の　意　見

1　本件受命物件の占有関係は、近隣者らの陳述及び現況等から２枚目記載のとおり認めた。

2【都市計画区分】

今治市役所での調査によると、本件物件は都市計画区域の市街化調整区域に位置している。

3【接道等】

物件１土地の南西側において、幅員約４．２ｍのアスファルト舗装市道（地番：甲６３３番７４、公衆用道路、所有者：今治市・建築基準法４２条１項１号道路・写真16番）に接面している。

4【本件土地の利用状況・範囲等】

(1)　物件１土地は、物件２建物の敷地として利用されている。

(2)　同土地の境界は、現況上、明らかである。

なお、法務局には、法１４条１項地図、地積測量図及び建物図面が備え付けられている。

5【本件建物の状況・不具合等】

物件２建物は、全体的に経年（登記上：平成６年１２月１０日新築）劣化が認められた。それ以外は、目視による限り、大きな不具合は見受けられなかった。

6【本件物件の占有認定等について】

本件物件は、近隣者によると、約２年前から空き家とのことである。

現況調査の立入時の状況は、次のとおりである。

(1)　郵便受け

当職が送付した「立入調査期日通知書」が配達されていた。郵便受けは土地上に直置きされ、郵便物でほぼ満杯の状態であった（写真２番）。

(2)　物件２建物の状況

室内には、令和６年１１月某日付の開封済み郵便物があり、カレンダーは、「令和６年１１月」を示していた。その他、第三者の占有を示す表徴は見受けられなかった。

また、玄関引戸外側には、連絡を求めるメモ及び請求書等が多数差し込まれた状態であった（写真４番）。

(3)　物件１土地の状況

雑草が繁茂している状況（写真14番）であった。

その他、ライフライン（水道、ガス及び電気）も止められており、[redacted]は転居していることが窺われるものの、本件物件内に目的外動産を残置し、なお占有しているものと判断した。

7【その他】

(1)　本件物件は、「緑ヶ丘団地」内に存する。

(2)　物件２建物内には相当程度の目的外動産（写真6､7番）が存する。

室内にキャットフード、キャットタワー及び糞があり、猫を飼育していたことが窺われた。

(3)　物件１土地の北東隅にプレハブ物置（動産・写真13番）が存する。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執　行　官　の　意　見
⑷　同土地の北側には、コンクリート擁壁（写真15番）が築造されている。 なお、砂防関係については、評価書の記載を参照されたい。 以　上

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調　査　の　経　過

調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和８年７月24日 （金） 13：15－14：05	物件所在地	物件確認、接道外観等調査、写真撮影及び近隣者ら聴き取り調査
令和８年７月24日 （金） 14：30－15：00	松山地方法務局 今治支局	公簿公図等閲覧等調査
令和８年７月24日 （金） 15：05－16：20	今治市役所	建物図面等資料収集、公法上の規等調査 上下水道に関する聴き取り調査
令和８年７月28日 （火） 13：40－14：00	携帯電話	申立債権者担当者から聴き取り調査
令和８年７月31日 （金） 9：30－10：10	物件所在地	立入調査、写真撮影、評価人同行

（特記事項）
令和８年７月３１日
目的建物は施錠されていなかった。不在であったので、立会人を立ち会わせて、同建物に立ち入った。

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

公用

登記年月日：令和2年9月10日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和８年７月23日　松山地方法務局今治支局

登記官

（７枚目）

[redacted]

[redacted]

各階平面図

9.550

7.640　7.640

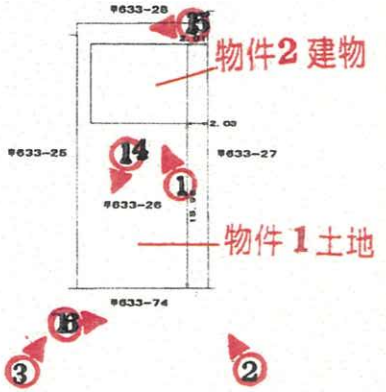
9.550

求積表		
7.640 × 9.550 =	72.962000	
	72.962000	
床面積	72.96 ㎡	

建物図面

家屋番号	甲６３３番２６
建物の所在	今治市朝倉北甲６３３番地２６

A3判をA4判に縮小



←○は写真撮影方向及び番号を示す。

作成者	[redacted]	（令和 2年 9月 1日作成）	縮尺	1/250

申請人	[redacted]	縮尺	1/500

請求番号：2-3

令和8年（ケ）第52号
今治市朝倉北
建物間取図



1



受命物件の状況

2



3

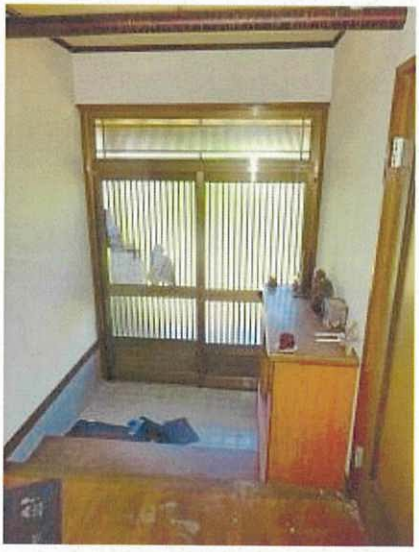


4



玄関（外側）の状況

5



6



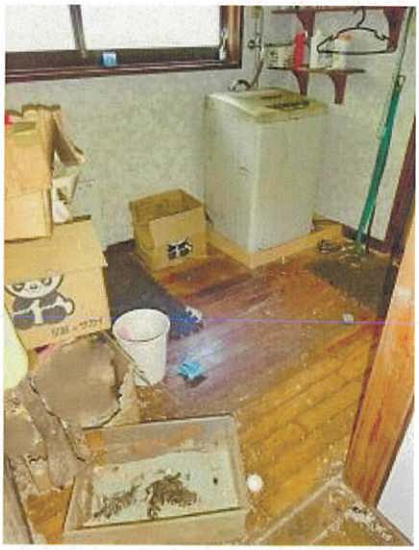
7



8



9



10



11

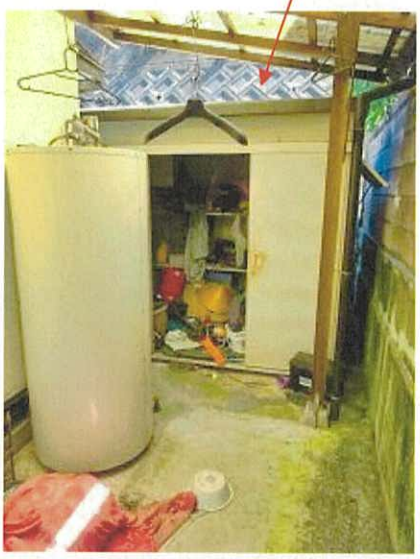


12



さしかけの状況

13



14



物件１土地の状況

15



コンクリート擁壁の状況

16



接面道路の状況

写

令和８年（ケ）第　52　号
令和８年７月31日現地調査
令和８年８月５日評　　価

松山地方裁判所　御中

評　　価　　書

評価人　不動産鑑定士

阿部　一大

第１　評価額

一　　括　　価　　格	
金　2,200,000　円	
内　　訳　　価　　格	
物件１(土地)	金　900,000　円
物件２(建物)	金　1,300,000　円

１　一括価格は、物件１、２の各不動産について、一括売却(民事執行法６１条本文)を行うことを前提とした場合の価格である。

２　内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

３　物件１の内訳価格は物件２のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件２の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第２　評価の条件

１　本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

　したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。

２　評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

３　現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。

４　物件に関する情報提供の内容は、民事執行法５８条４項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在 地番 地目 地積	今治市朝倉北 甲633番26 宅地 333.64㎡	同左
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	今治市朝倉北　甲633番地26 甲633番26 居宅 木造かわらぶき平家建 72.96㎡	同左
番号	特記事項		
	特になし		

第４　目的物件の位置・環境等

１　土地の概況及び利用状況等(物件１)

位置・交通	ＪＲ予讃線「伊予桜井」駅の南西方・道路距離約2.7ｋｍ 最寄バス停「東桜井」の南西方・道路距離約2.1ｋｍ（徒歩約27分） (別添「位置図」参照)	
付近の状況	今治市役所の南東方約8.0km（直線距離）に位置する今治市郊外部の緑ヶ丘団地内にあって、区画整然とした画地に一般住宅等が建ち並ぶ住宅地域である。	
主な公法上の規制等(道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分	市街化調整区域
	用途地域	なし
	建ぺい率	70%
	容積率	200%
	防火規制	なし
	その他の規制	土砂災害特別警戒区域（特記事項欄参照）
画地条件	地積	333.64㎡
	形状	ほぼ長方形（間口約13.0m、奥行約25.7m）
	地勢	ほぼ平坦
	地盤	普通
接面道路の状況	南西側幅員約4.2m舗装市道に等高～約1.7m程度高く接面 ※上記道路は建築基準法第42条第1項第1号に基づく道路に該当する。	
土地の利用状況	物件２建物の敷地として利用されている。 目的外建物：なし	
供給処理施設	上水道：あり 都市ガス：あり（簡易ガス） 下水道：あり (注)供給処理施設における「あり」とは、対象物件内に引込がされている場合をいい、「なし」とは、対象物件内に引込がされていない場合をいう。「不明」とは、役場での調査及び現地調査によっても供給処理施設の有無を判別できない場合や疑義がある場合等をいう。	
特記事項	・各種資料、ヒアリング等より、土壌汚染の可能性が疑われる履歴は確認できなかった。 ・埋蔵文化財包蔵地には含まれていない。 ・対象地が所在する緑ヶ丘団地は、開発許可（平成4年1月16日・第67号）を受けて宅地造成された住宅団地であり、専用住宅の再建築については、都市計画法上の新たな許可を要しないものと判断される。 ・物件1土地周辺は概ね南西向き傾斜の地勢を呈しており、物件1土地は南西側市道に対し、南東端部では概ね等高、南西端部では約1.7m高位に存する。 ・物件1土地の北東部は土砂災害特別警戒区域に指定されており、その範囲は土地全体の概ね過半に及ぶものと認められる。また、特別警戒区域以外の部分は土砂災害警戒区域に指定されている。このため、建物の新築・建替え等に際して構造上の対応が必要となる可能性がある。 ・令和7年3月に発生した今治市林野火災では、当該物件周辺の山林まで延焼したものと認められる。 ・四国ガス燃料株式会社今治営業所への聴取によれば、当該団地内には簡易ガス供給設備が整備されており、物件1土地の前面道路にもガス管が敷設されているとのことである。	

2　建物の概況及び利用状況（物件２）

区　　分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：平成6年12月10日新築 経　過　年　数：　32年 経済的残存耐用年数：　1年
仕　　様	構　　造：木造 屋　　根：かわらぶき 外　　壁：サイディング等 内　　壁：クロス等 天　　井：クロス、敷目板天井等 床　　：フローリング、畳等 設　　備：電気、給排水、衛生設備等 そ の 他：特になし
床面積（現況）	72.96㎡
現況用途等	現況用途：居宅
品　　等	総　　合：普通 使用資材：普通 施　　工：普通
保守管理の状態	やや劣る
建物の利用状況	・本件建物全体を債務者兼建物共有者が占有している。 ・競売手続においては、建物に付属する各種付帯設備の動作確認ができないため、正常に作動するか否かは不明である。
特記事項	・本件建物は、内覧の結果、経年に伴う通常の劣化等が認められる。また、全体として清掃が十分に行き届いているとはいえず、維持管理の程度は標準的水準を下回るものと判断される。

第５　評価額算出の過程

１　基礎となる価格

（１）建付地価格(物件１)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円／㎡) ア	個別格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ
1	17,600	0.71	333.64	0.80	3,340,000

ア　標準画地価格(公示価格等からの規準)

地価公示　　今治-23

公示地価格等		時点修正		標準化補正		地域格差		標準画地価格
17,800円／㎡	×	99.0	／100	× 100	／100	× 100	／100	＝17,600円／㎡

◇ 時 点 修 正 ： 公示地価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。
◇ 標準化補正 ： 標準的である。
◇ 地 域 格 差 ： 街路、交通、環境条件格差等を考慮した。
イ　個 別 格 差 ： 規模、土砂災害特別警戒区域、街路条件等を考慮した。
ウ　地　　積 ： 登記数量による。
エ　建 付 減 価 ： 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

（２）建物価格(物件２)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円／㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物価格(円) ア×イ×ウ
2	180,000	72.96	0.024	320,000

ウ　現価率(定額法)

・ 耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用。
経過年数32年、　経済的残存年数1年、　残価率0%
観察減価法(保守管理の状況　やや劣る)による補正　▲20%と査定した。

・ 現価率 ＝{0%＋(1　－0%)×(　1年／　(32年＋ 1年)　)　}×(1－20%)
＝0.024

2　評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

①　土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ
1	3,340,000	0.55	法定地上権	1,840,000

イ 土地利用権等割合： 土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を55%と査定した。

②　内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格の控除及び加算 (円) イ	占有減価修正 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	評価額(円) (ア±イ)×ウ×エ×オ
1	3,340,000	-1,840,000		1.00	0.60	900,000
2	320,000	+1,840,000	1.00	1.00	0.60	1,300,000
一括価格(合計)						2,200,000

ウ 占有減価修正：必要なし

エ 市場性修正：特にない

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第６　参考価格資料

１　地価公示標準地価格　今治-23

所　　在：今治市朝倉北甲633番100

価　　格：　17,800　円／㎡

位　　置：ＪＲ予讃線伊予桜井駅の南西方約2.8ｋｍ

価格時点：令和8年1月1日

地　　積：　217 ㎡

供給処理施設：上水道：あり、公共下水道：あり、都市ガス：あり

接面街路：北東側約6.7m市道

用途指定等：市街化調整区域(建ぺい率70%、容積率200%)

地域の概要：一般住宅が建ち並ぶ高台の閑静な住宅地域

２　固定資産税評価額（令和8年度）

物件１　　2,906,671円

物件２　　1,287,621円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当って参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

第７　附属資料

資料１：位置図

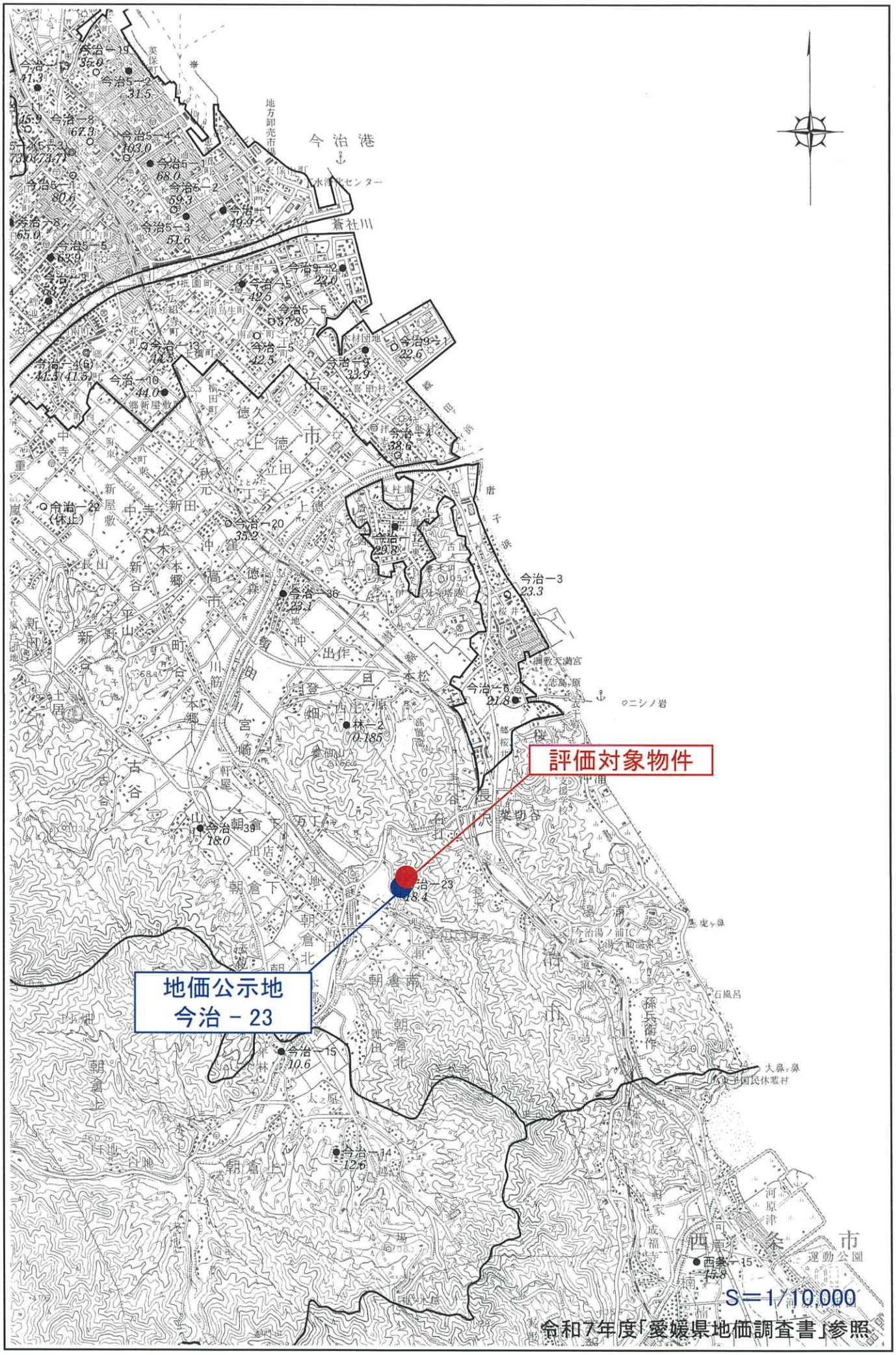
資料２：公図写

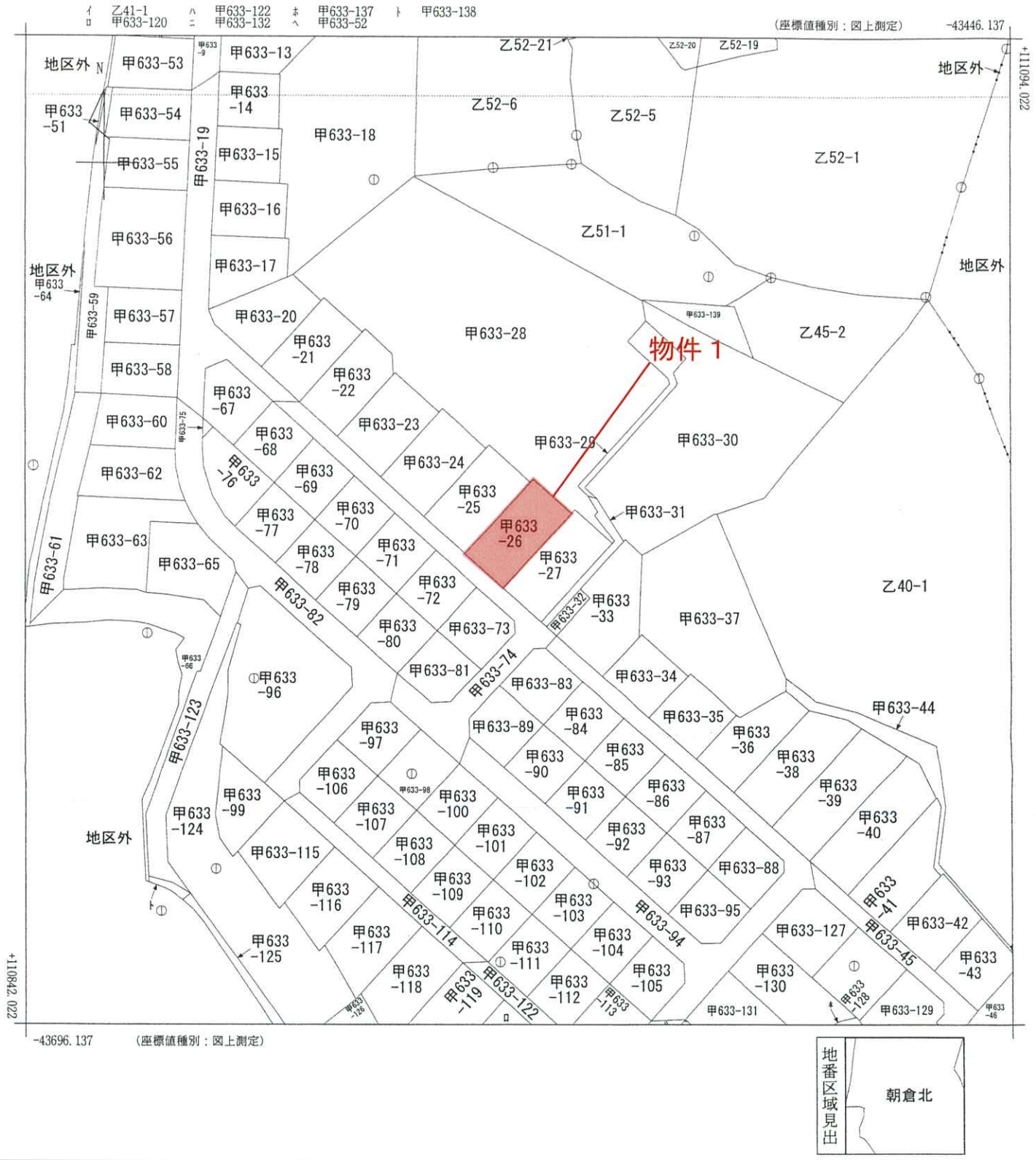
資料３：地籍図

資料４：地積測量図

資料５：建物図面・各階平面図

以　上


評価対象物件
地価公示地
今治－23
今治港
S＝1/10,000
令和7年度「愛媛県地価調査書」参照



請求部分	所　在	今治市朝倉北				地　番	甲633番26		
出力縮尺	1/1000	精度区分	乙二	座標系番号又は記号	Ⅳ	分類	地図（法第１４条第１項）	種類	地籍図
作成年月日				備付年月日（原図）	昭和61年7月18日			補記事項	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年7月23日
松山地方法務局今治支局
登記官

A3判をA4判に縮小

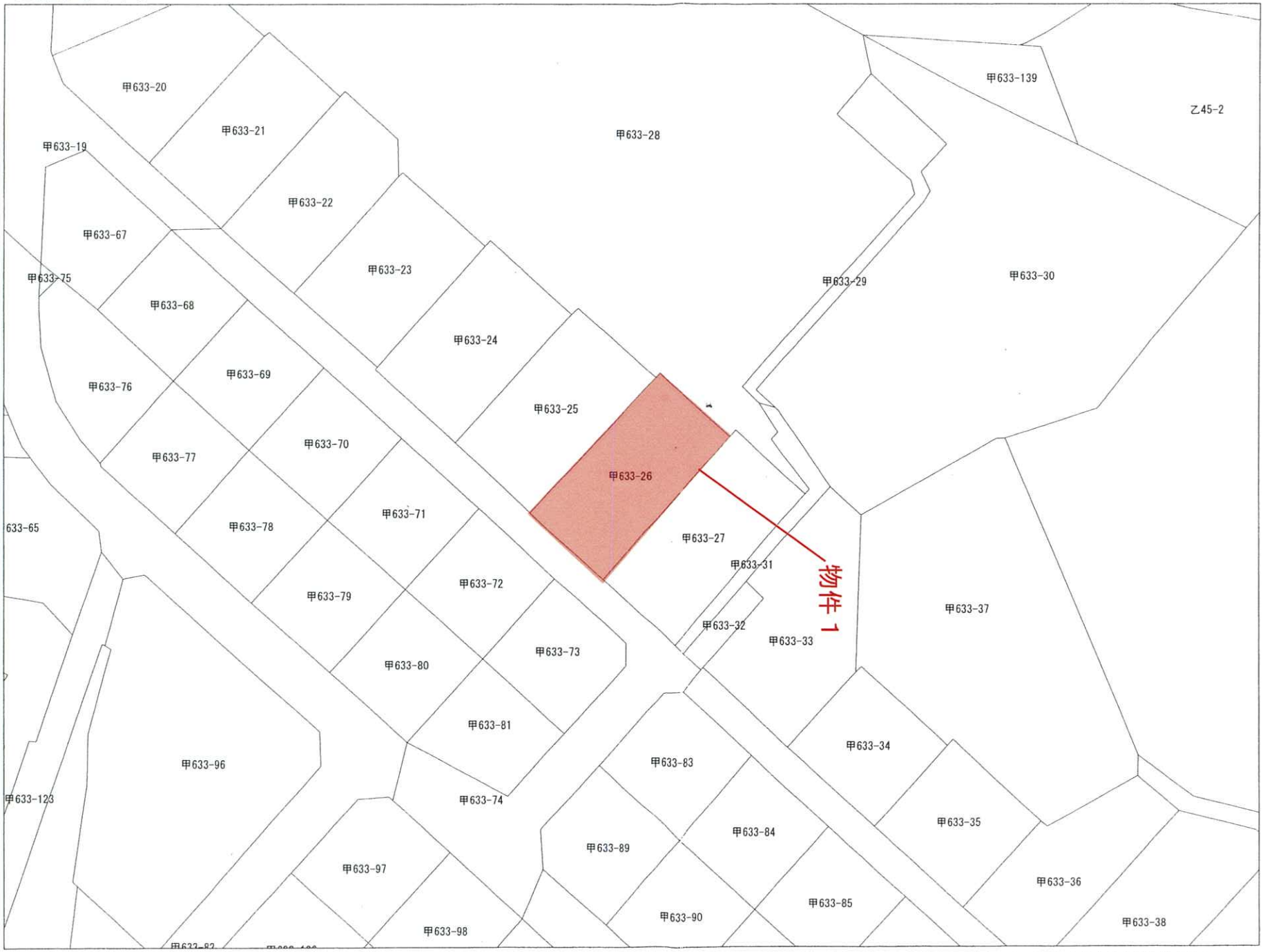
請求番号：2-1
(1/1)

地籍図(写)

縮尺 1/500

<所在地>

朝倉朝倉北 甲633-26



A3判をA4判に縮小

i0021844 2026/7/22 14:11:24 AJ6053

この地籍図は、表示されている特定の内容について証明するものではありません

2026年1月1日現在データ

資料3 地籍図

公用

登記年月日：平成3年11月19日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年7月23日　松山地方法務局今治支局

A3判をA4判に縮小

223438

1枚目と同じ

地番	甲633-26,-27,-31,-32 -33,-34,-35,-37,-72 -73,-83,-84,-85,-86
土地の所在	越智郡朝倉村大字朝倉北

~~土地所在図~~ 地積測量図 19

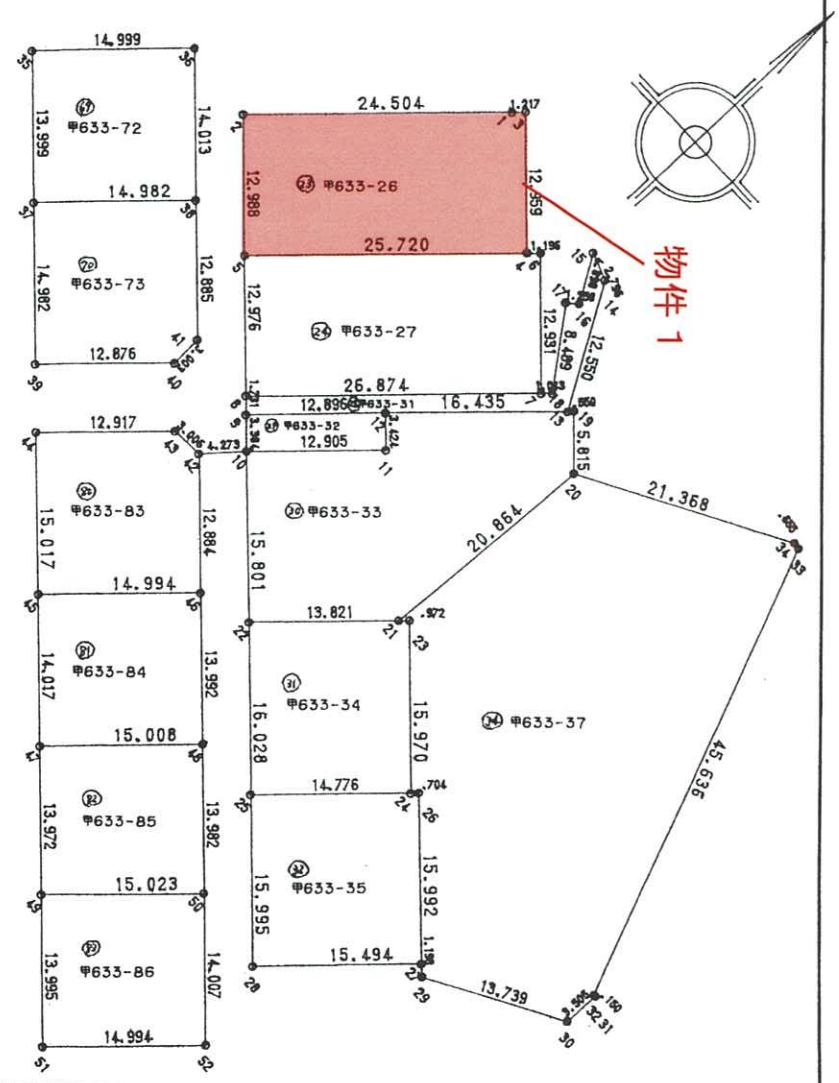
19/37

今治市朝倉北

倍横距面積計算

pno	X	Y	DX	DY	倍横距	倍面積
1	110602.109	-43327.983	-18.139	-16.482	-16.482	298.868106
2	110583.976	-43344.465	-8.709	9.635	-23.329	203.172261
5	110575.267	-43334.830	19.054	17.276	9.582	68.251428
4	110594.321	-43317.554	8.691	-9.613	11.245	97.730295
3	110603.012	-43327.167	-.903	-.816	.816	-.736848
1	110602.109	-43327.983	0.000	0.000	0.000	0.000000
+]						667.285242
㉓ 甲633-26			面積			333.642621
4	110594.321	-43317.554	-19.054	-17.276	-17.276	329.176904
5	110575.267	-43334.830	-8.716	9.613	-24.939	217.368324
8	110566.551	-43325.217	19.934	18.023	2.697	53.761998
7	110586.485	-43307.194	8.717	-9.551	11.169	97.360173
6	110595.202	-43316.745	-.881	-.809	.809	-.712729
4	110594.321	-43317.554	0.000	0.000	0.000	0.000000
+]						696.954670
㉔ 甲633-27			面積			348.477335
8	110566.551	-43325.217	-1.174	1.272	1.272	-1.493328
9	110565.377	-43323.945	9.600	8.611	11.155	107.088000
12	110574.977	-43315.334	12.169	11.047	30.813	374.963397
13	110587.146	-43304.287	10.682	-6.588	35.272	376.775504
14	110597.828	-43310.875	.969	-2.623	26.061	25.253109
15	110598.797	-43313.498	-4.132	2.630	26.068	-107.712976
16	110594.665	-43310.868	-.817	-.856	27.742	-22.665214
17	110593.848	-43311.824	-6.599	5.340	32.126	-211.999474
18	110587.249	-43306.484	-.764	-.710	36.756	-28.081584
7	110586.485	-43307.194	-19.934	-18.023	18.023	-359.270482
8	110566.551	-43325.217	0.000	0.000	0.000	0.000000
+]						152.856952
㉛ 甲633-31			面積			76.428476
9	110565.377	-43323.945	-2.259	2.519	2.519	-5.690421
10	110563.118	-43321.426	9.580	8.647	13.685	131.102300
11	110572.698	-43312.779	2.279	-2.555	19.777	45.071783
12	110574.977	-43315.334	-9.600	-8.611	8.611	-82.665600
9	110565.377	-43323.945	0.000	0.000	0.000	0.000000
+]						87.818062
㉜ 甲633-32			面積			43.909031
10	110563.118	-43321.426	-10.576	11.739	11.739	-124.151664
22	110552.542	-43309.687	10.226	9.298	32.776	335.167376
21	110562.768	-43300.389	20.851	.725	42.799	892.401949
20	110583.619	-43299.664	3.948	-4.269	39.255	154.978740
19	110587.567	-43303.933	-.421	-.354	34.632	-14.580072
13	110587.146	-43304.287	-12.169	-11.047	23.231	-282.698039
12	110574.977	-43315.334	-2.279	2.555	14.739	-33.590181
11	110572.698	-43312.779	-9.580	-8.647	8.647	-82.838260
10	110563.118	-43321.426	0.000	0.000	0.000	0.000000
+]						844.689849
㉙ 甲633-33			面積			422.344924
			面積計			1224.802387

633 -　　1224.8024 - 1224.8024 = 0.0000



作製者	[redacted]	(平成 3 年 11 月 2 日作製)	申請人	[redacted]	縮尺	1/500

資料4 地積測量図

19

- 11 -

請求番号：2-2

(19/37)

公用

登記年月日：令和2年9月10日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年7月23日　松山地方法務局今治支局

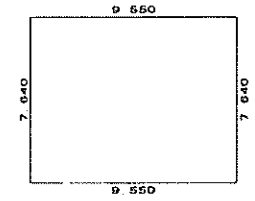
A3判をA4判に縮小

[redacted]

各階平面図

家屋番号	甲６３３番２６
建物の所在	今治市朝倉北甲６３３番地２６

建物図面

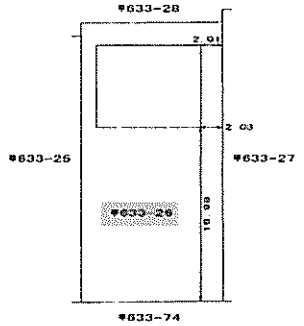


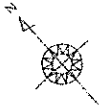
求積表

7.640 × 9.550 ＝ 72.962000

72.962000

床面積 72.96 ㎡





作成者	[redacted]（令和 2年 9月 1日作成）	縮尺	1/250

申請人	[redacted]	縮尺	1/500

資料5　建物図面、各階平面図